

後期高齢者医療制度のしおり 令和4年度

⑫ページの表中に誤りがありましたので、
次のとおり訂正します。

◆1ヶ月の自己負担限度額

負担割合	負担区分		自己負担限度額(月額)	
			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)(注1)	
		Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)(注1)	
		Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注1)	
2割	一般Ⅱ (令和4年10月1日から)	18,000円 ★ または 6,000円+(医療費-30,000円)×10%の 低い方を適用	57,600円 (44,400円) (注1)	
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)(注2)		
	区分Ⅱ		24,600円	
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	

誤



正

2割	一般Ⅱ (令和4年10月1日から)	18,000円 ★ または 6,000円+(医療費-30,000円)×10%の 低い方を適用 (年間上限144,000円)(注2)
----	----------------------	--